

議案第 27 号

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

第 9 期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料額の改正及び保健福祉事業の位置づけに伴う改正

飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例

飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例（平成16年飛驒市条例第141号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 介護保険運営協議会（第6条―第8条）」を
「第3章 介護保険運営協議会（第6条―第8条）
第3章の2 保健福祉事業（第8条の2） 」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 保健福祉事業
（保健福祉事業）

第8条の2 飛驒市は、次に掲げる保健福祉事業（法第115条の49の規定に基づく保健福祉事業をいう。）を必要に応じて行うものとする。

- (1) 被保険者が要介護状態等（法第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）となることを予防するために必要な事業
- (2) 指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業の保険給付のために必要な事業

第9条を次のように改める。

（保険料率）

第9条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 31,170円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 46,930円

- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 47,270円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 59,610円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 68,520円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 76,740円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 84,270円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 102,780円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 111,680円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 123,330円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 130,180円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 137,040円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 143,890円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,520円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,520円」とあるのは、「33,230円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,520円」とあるのは、「46,930円」と読み替えるものとする。

第11条第3項を次のように改める。

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割

りにより算定した保険料の額の合算額とする。

第12条第1項中「合計所得金額」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飛驒市介護保険条例第9条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第39条第1項第1号に掲げる者 34,260円

- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 44,530円
 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,390円
 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 59,610円
 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 68,520円
 (6) 次のいずれかに該当する者 76,740円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 84,270円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの

第38条第1項第1号に掲げる者 31,170円

- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 46,930円
 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 47,270円
 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 59,610円
 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 68,520円
 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 76,740円
 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 84,270円
 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 102,780円
 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 111,680円
 (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 123,330円
 (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 130,180円
 (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 137,040円
 (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 143,890円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,520円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,520円」とあるのは、「33,230円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,520円」とあるのは、「46,930円」と読み替えるものとする。

号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、
次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 102,780円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、
次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 111,680円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）
又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 123,330円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）
に該当する者を除く。）

(1) 前各号のいずれにも該当しない者 133,610円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は同号の規定にかかわらず20,560円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は同号の規定にかかわらず34,260円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は同号の規定にかかわらず47,970円とする。

第10条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第11条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算

第10条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第11条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに

定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(普通徴収の特例)

第12条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額

_____が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 略

以下 略

規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(普通徴収の特例)

第12条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 略

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について				
担当部	市民福祉部				
提案理由	第9期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料額の改正及び保健福祉事業の位置づけに伴う改正				
制定改廃の根拠等	<p>介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることを目的に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第383号）が公布され、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）が改正されたことに伴い、飛騨市第9期介護保険事業計画の策定による介護保険料の改正及び保健福祉事業の追加に関する改正を行うもの。</p>				
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>令和6年度から令和8年度を対象期間とした第9期介護保険事業計画の策定により、所得段階別に設定している介護保険料額について、第8期を引き継いで同様の額とする。ただし、各所得段階の境目となる基準所得額の一部については、国が省令に定める標準段階の一部改正に伴い、本条例に定める基準所得額の一部を変更するものとし、所要の改正を行う。</p> <p>また、介護保険料を財源として被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要と判断する事業を行える保健福祉事業を追加する。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>(1) 第9期介護保険事業計画の策定により、令和6年度から令和8年度の介護保険料の額を次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="395 1787 1362 1899"> <tr> <td>第9期 保険料段階</td> <td>算定基準 () 内は保険料軽減制度による軽減後の数値</td> <td>第9期 年間保険料</td> </tr> </table>		第9期 保険料段階	算定基準 () 内は保険料軽減制度による軽減後の数値	第9期 年間保険料
第9期 保険料段階	算定基準 () 内は保険料軽減制度による軽減後の数値	第9期 年間保険料			

第1段階	<p>①老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税の者</p> <p>②生活保護の受給者</p> <p>③本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が80万円以下の者</p> <p>基準額×0.455</p> <p>(令和6年度から令和8年度は基準額×0.285)</p>	<p>31,170円</p> <p>(19,520円)</p>
第2段階	<p>本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が80万円を超え120万円以下の者</p> <p>基準額×0.685</p> <p>(令和6年度から令和8年度は基準額×0.485)</p>	<p>46,930円</p> <p>(33,230円)</p>
第3段階	<p>本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が120万円を超える者</p> <p>基準額×0.69</p> <p>(令和6年度から令和8年度は基準額×0.685)</p>	<p>47,270円</p> <p>(46,930円)</p>
第4段階	<p>世帯内に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が年間80万円以下の者</p> <p>基準額×0.87</p>	<p>59,610円</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基準額</div> 第5段階	<p>世帯内に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が年間80万円を超える者</p>	<p>68,520円</p>
第6段階	<p>本人が市民税課税で合計所得が120万円未満の者</p> <p>基準額×1.12</p>	<p>76,740円</p>
第7段階	<p>本人が市民税課税で合計所得が120万円以上210万円未満の者</p> <p>基準額×1.23</p>	<p>84,270円</p>

第8段階	本人が市民税課税で合計所得が210万円以上320万円未満の者 基準額×1.5	102,780円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得が320万円以上420万円未満の者 基準額×1.63	111,680円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得が420万円以上520万円未満の者 基準額×1.8	123,330円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得が520万円以上620万円未満の者 基準額×1.9	130,180円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得が620万円以上720万円未満の者 基準額×2.0	137,040円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得が720万円以上の者 基準額×2.1	143,890円

(第9条関係)

(2) 介護保険特別会計事業勘定は市直営の地域包括支援センターとして要支援1,2の方のサービス計画給付費を収入として実施している。給付費と人件費等の差額である赤字部分については一般会計の繰入金で補っていたが、今後は事業勘定の業務を保健福祉事業として位置付け、赤字部分は保険勘定からの繰入金により補う。

また、保険勘定においては地域支援事業給付上限額の設定があり、現在当市はその上限額を超えているが、75歳以上人口の一定条件により満額の国県の交付金を受けている。今後交付金に制限が生じた場合でも、この保健福祉事業により一般会計の負担を減らし展開できるよう改正するもの。

(第8条の2関係)

市民への影響等

【市民への影響】

介護保険料の所得段階は現在の11段階から13段階に変更され、高所得

	<p>者において所得の区分が細分化される。また、介護保険料額については、低所得者（第1～3段階）は減額、高所得者（第12・13段階）は増額となる。</p> <p>【影響の規模】</p> <p>令和5年4月1日現在で増減のある段階の人数想定</p> <ul style="list-style-type: none">・減額（2,208人） 第1～3段階・増額（85人） 第12・13段階
施行日	令和6年4月1日
備考	